

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 6 月 3 日現在

機関番号：34416

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2020～2023

課題番号：20K21974

研究課題名（和文）日本上代史料に見える行政区画外の「国」の研究

研究課題名（英文）research on countries outside administrative divisions as seen in ancient Japanese historical materials

研究代表者

小田 芳寿 (Oda, Yoshihisa)

関西大学・東西学術研究所・非常勤研究員

研究者番号：10883829

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,100,000円

研究成果の概要（和文）：申請者の研究は、日本上代文学史料に見える行政区画外の「国」の考察であった。本来、「国」ではないにもかかわらず、「国」として表現される理由を考えた。行政区画外の「国」該当するものに、「和泉国」、「吉野国（芳野国）」、「難波国」があげられる。これらの地域に共通することは、宮（離宮）が建てられていたということである。さらに、その宮と周辺地域を監理する特別行政機関、「監」（「和泉監」、「吉野監」）や「職」（摂津職）が配置され、特別行政区になる。そしてその管理地域が「国」と同等の機能を持つようになった。その地域に関する国家的事業やそれに類する内容が行われる時に、「国」として表現されたと考える。

研究成果の学術的意義や社会的意義

申請者の研究は、従来、日本史学や考古学等からの試みが主流であった。これらの試みも重要であるものの、上代文学作品に、行政区画外の「国」が存在する以上、文学からのアプローチも重要である。いわば、複合的な研究視座が必要になる。学術的意義はここにある。

また、本研究では、行政区画外の「国」の社会的構造を考えた。古代日本では、都を座標軸の原点と定め、同心円状に区分されていく。都に近い畿内が、情報伝達、軍事防衛等のあらゆる点で重要な機能を担っていたといえる。その畿内に行政区画外の「国」が存在した。畿内の重要性を考えることは、中央官制と地方官制の差異を考えるうえで意義は少ない。

研究成果の概要（英文）：The applicant's research was an examination of the "country" outside of administrative divisions as seen in historical Japanese literary sources. I thought about why it is expressed as a "country" even though it is not originally a "country." Examples of "countries" outside administrative divisions include "Izumi Province," "Yoshino Province (Yoshino Province)," and "Namba Province." What these areas have in common is that palaces (villas) were built there. In addition, special administrative bodies such as "Gen" ("Izumi Gen", "Yoshino Gen") and "Shiki" (Tsu Shiki) were placed to supervise the shrine and surrounding area, and it became a special administrative district. The administrative area came to have the same function as a "country". I think it is expressed as a "country" when a national project or similar content is carried out regarding that region.

研究分野：日本上代文学

キーワード：令制に対応していない国 宮（離宮）と特別行政区 和泉国と和泉監の相違 中央官制と地方官制

1. 研究開始当初の背景

申請者の研究は、日本上代文学史料に見える行政区画外の「国」、いわゆる令制に対応しない「国」の性質を考えることである。**これまで、行政区画外の「国」の考察は、少なく、且つ個別にあたる研究におさまっていた。**たとえば、伊藤博氏『万葉集全注 巻第一』は、行政区画外の「国」を「格別な地域であると意識されていたことに基づく」と指摘する。たしかに、「国」ではないにも関わらず「国」と称される以上、大和を中心とした空間把握に際して、何らかの意味で行政区画外の地域が重要な空間として理解されていたことに間違いはない。ただし、どのように重要なのか、その重要性が何に起因しているのか、さらには、政治的な「国」であるならば、その政治性とは何か、までは明らかになっていない。これまで大きな枠組みの中で考えられてきたことを、詳細に分析する必要がある。

行政区画外の「国」は、『万葉集』、『日本書紀』歌謡、木簡、『続日本紀』、『律書残篇』に見ることが出来る。『万葉集』や『日本書紀』歌謡であれば、やまと歌としての歌表現における「国」の考察が必要であろうし、『木簡』、『続日本紀』、『律書残篇』であれば、やまと歌以外、つまり漢文としての「国」の表現考察が重要になる。こうした考察方法を用いて、「**国**」の社会的構造を考える研究はこれまででない。「**国**」の社会的構造を考えるには、「**国**」に対する中央中心な史観と、「**国**」の行政体制を明確にする必要がある。これには、**歴史的諸現象の把握だけではなく、作品の表現分析や、考古学資料からのアプローチを含めた複合的考察が重要である。**こうした考察は、上述の上代文学作品への理解を深化させることに繋がる。

2. 研究の目的

本研究の目的は、**文学、日本史学、考古学等、あらゆる方法を取り入れた複合的観点を持つことである。**例えば、考古学に見ることが出来る木簡の解釈を歌表現の解釈に還元することや、日本史学の文献に見る実証的内容を歌の解釈にあてはめることである。こうした観点で、畿内の行政区画外の「国」のありようを考える研究は、これまででない。

複合的観点を持ち、上述のように、やまと歌としての行政区画外の「国」の考察と、漢文としての行政区画外の「国」の考察を行う。この考察は、これまで行われて来た、中央を中心として同心円状に「国」を把握するという、いわゆる平面的な考察ではない。やまと歌としての行政区画外の「国」の考察と、漢文としての行政区画外の「国」の考察、それぞれに、あらゆる方法を取り入れた複合的観点をもって分析する必要がある。これにより、行政区画外の「国」の社会的構造と性質を立体的に把握することができ、新しい見解を導きだすことができる。

3. 研究の方法

日本上代文学史料に見える行政区画外の「国」には、やまと歌における行政区画外の「国」と、律令制下の状況を記す、やまと歌以外の行政区画外の「国」に分けられる。それらの具体を示せば以下の通りである。

【やまと歌以外の行政区画外の国】

やまと歌以外の行政区画外の国	出典
和泉国	『続日本紀』(神亀元年 七二四年 十月二十一日条)、『平城宮木簡』6-10520(「平城宮南面東門(壬生門)内式部省東役所跡 SE 一四六九〇井戸」)
芳野国	『律書残篇』
難波国	正倉院文書(「続々修 35ノ3断簡2(3)裏」)、『大日本古文書編年文書』、二四ノ二五九)

【やまと歌における行政区画外の国】

やまと歌における行政区画外の国	出典
吉野国	『万葉集』巻一・三六
難波国	『万葉集』巻三・四四三、巻六・九二八、巻二十・四三六〇
初瀬国	『万葉集』巻十三・三三一〇～三三一二
春日国	『日本書紀』継体天皇七年九月条・歌謡九六

上記の【表】を見る限り、二つのグループに分かれる。一つが、やまと歌以外の行政区画外の国の「和泉国」と「芳野国」、「難波国」、そして、やまと歌における行政区画外の国の「吉野国」と「難波国」のグループである。**これに共通することは、いずれも宮(離宮)が存在した空間であること、そしてそこが特別行政区として位置づけられたことである。**二つ目のグループが、やまと歌における行政区画外の国の「初瀬国」と「春日国」である。これらに共通することは、『古

事記』、『日本書紀』との関連性である。その意味において、「和泉国」、「芳野国」、「吉野国」、「難波国」とは考察に向けた視座が異なる。これを念頭に置き、研究を進める。**特に重点的に、「和泉国」、「芳野国」、「吉野国」、「難波国」の考察を行う。**

「和泉」と「芳野」、「吉野」に共通していたことは、特別行政機関である「監」が宮（離宮）を管理していたということである。特に、「和泉」に関しては、史料に恵まれ、「監」の設置時期や、「監」の行政体制が、「芳野」、「吉野」に比して、分析することができる。「和泉国」の考察を手がかりに、「芳野国」、「吉野国」の考察を行う。次に、「難波」は、「和泉」や「芳野」、「吉野」と同じく特別行政区であった。ただし、「難波」には、特別行政機関である「撰津職」が置かれ、「難波宮」や「難波津」の管理にとどまらず、令に「撰津職 津の国を帯す」（「職員令」撰津職条、第六十八）と記されるように、「撰津国」の行政運営も担っていた。その「難波」が「国」として記される作品に、「正倉院文書」と『万葉集』があげられる。そこで、それぞれの作品考察を行う。そのうえで、特別行政区であった、「和泉」、「芳野」、「吉野」、「難波」が「国」として位置付けられる理由を考える。

4. 研究成果

本研究の成果に関する、考察内容と成果は以下の通りである。

(1) 「和泉国」に関する従来の問題点と成果

問題の所在

和泉国は、天平宝字元年 757年 五月八日に令制の国として成立する。にもかかわらず、『続日本紀』神龜元年 727年 十月二十一日条には、

行、還りて和泉国所石頓宮に至りたまふ。郡司少領已上位一階を兼ね。監の正已下百姓に至るまで、禄賜ふこと各差有り。

とある。ここでは、紀伊行幸からの帰りに、「和泉国所石頓宮」についたことと、「和泉監」の「正」とその土地の人民に禄が賜われたことが記される。なお、この「和泉国」という記載について、『新日本古典文学大系 続日本紀 二』（神龜元年 七二四年 十月二十一日条、一五五頁、脚注二七）は、「和泉監の所管」と記すのみである。当時、和泉の土地空間は、「和泉監」の管理下に置かれていた。「和泉監の所管」でありながら「国」と記される理由が問題になる。さらに、『平城宮木簡』6-10520には、

和泉国和泉（「平城宮南面東門（壬生門）内式部省東役所跡 SE 一四六九〇井戸」『平城宮木簡』6-10520）

と記される。当該木簡の年代について、独立行政法人 文化財研究所、奈良文化財研究所「第二二次調査の検出遺構」（『平城宮木簡六 解説』、奈良文化財研究所史料第六十三冊、二〇〇四年四月、以下、奈良文化財研究所論文A）は、

（SE 一四六九〇井戸の = 引用者注）黒灰色粘土中には考選木簡を中心とする式部省で使用された木簡（年紀のあるものは天平元年から三年に限られる）

と指摘する。すると、『平城宮木簡』6-10520に記される「和泉国」は、前掲、『続日本紀』に見える「和泉国」と同じく、「国」として成立する以前の「国」であるから、令制の国名に対応していない「国」ということになる。その「国」のありようや体制をどのように把握すべきであろうか。先の問題は、ここに包含される。『平城宮木簡』6-10520の「和泉国」について、独立行政法人 文化財研究所、奈良文化財研究所「SE14690 井戸木簡 10520」（『平城宮木簡六 解説』、奈良文化財研究所史料第六十三冊、二〇〇四年四月、以下、奈良文化財研究所論文B）は、

この木簡が出土したSE一四六九〇の時期はこの和泉監設置時期にあたり、和泉監の管下に入っただけでも、行政区域としては既にこの時期から和泉国と認識されていた可能性が出てきたことになる。撰津職管下の撰津国と同断であろう。

と説く。

すなわち、奈良文化財研究所論文Bは、「和泉監」と「和泉国」の関係を「撰津職管下の撰津国と同断」とし、「和泉監」管下の「和泉国」という体制であったことを説く。この見解は、『令』（職員令撰津職条、第六八）の「撰津職 津の国を帯す」に依拠するのであろう。たしかに、「撰津職」と「和泉監」は、地方官制として同じ枠組みで捉えられ、また、「職」や「監」は「国」と同等の職掌を担う行政機関である。しかし、**「和泉監」と「和泉国」の関係を「撰津職管下の撰津国と同断」とすることについては慎重を期する必要がある。神龜元年頃から天平初年時頃の「和泉」領域の行政の動向に目を向けるべきであろう。**

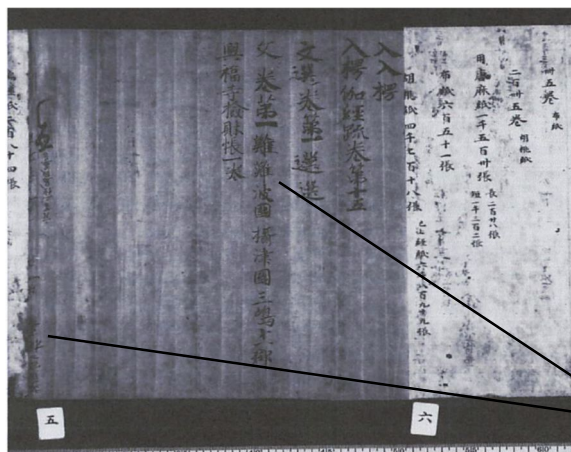
研究成果

神龜元年頃から天平初年時頃の「和泉」領域の行政を考えるうえで、参考になる記載が『続日本紀』養老六年 722年 三月七日条にある。そこには、「正四位下阿倍朝臣広庭を以て、河内・和泉の事を知らしむ（知河内和泉事 原文引用者注）」と記される。なお、広庭は、天平四年 732年 二月二十日に薨去する。その時の官位等は、「中納言従三位兼催造宮長官知河内和泉等国事」である。すなわち、阿倍朝臣広庭は、養老六年 722年 から天平四年 732年 の十年間、河内和泉の「知事」という役職についていたことがわかる。この役職は、「撰官」を更新した役職であり、国司以上の権限を持つ職掌であったと考えられる。当時、「和泉監」には、正六位上奈貴首百足が、「和泉監」の「正」（長官）に就いていたことが、「天平九年度和泉監正税帳」の

記録に見える。特にその記録は、不動倉の稲穀や底敷類稲に関するものである。不動倉は、諸国で備蓄していたものであり、その管理は国守が担っていた。「和泉監正税帳」の記録は、養老六年 七二二年 に「国」とほぼ同等の政務を、「和泉監」の「正」である「正六位上奈貴首百足」が遂行していたことをものがたる。すると「和泉」の土地空間では、「知事」に就いていた阿倍広庭の指揮のもと、「和泉監」による政務が行われていたことになる。阿倍広庭は、中央政府の朝政に参与する議政官であり、その立場上、奈貴首百足から報告を受け、重要事項に対応していたと考えられよう。したがって、**養老六年 七二二年 三月以降、「和泉」領域は、阿倍広庭が、「知事」として国司に代わるトップの座に就き、「監」に差配を振るう体制へと移行する。****「和泉」領域は、「和泉国」と称されることとなる。その「和泉国」では、実質的な業務（諸国と同等の業務）と、「和泉離宮」の維持管理を「和泉監」が担っていたのである。そうした体制は、「和泉監の所管」や、「摂津職管下の摂津国と同断」ではなく、「和泉国」管下の「和泉監」と把握することができる。**ただし、これは、一時的な期間であった。その期間の「和泉国」は、「国」に準ずる位置付けと考える。以上、**行政区画外の「和泉国」は、「知事」阿倍広庭の派遣といった中央官制にもとづく事業に伴い、宮を管理する特別行政区から「国」へと位置付けられるようになる**と考える。なお、「芳野国」「吉野国」は、「和泉」と同様とはいえないまでも、吉野宮が存在したため、「監」という特別行政機関が設置された。これには、吉野宮への行幸が多かったことが考えられる。したがって、「芳野国」「吉野国」においても、行幸という中央官制にもとづく事業に伴い、宮を管理する特別行政区から「国」へと位置付けられるようになったと考えられる。なお、この内容は、「行政区画外の「和泉国」の性質『和泉監』と『芳野監』を手がかりに」と題して、関西大学東西学術研究所第十二回研究例会、2021年3月3日、オンライン開催にて研究発表を行い、また、「行政区画外の国 令制の国名に対応しない『吉野国』と『芳野国』について」と題して、2021年10月10日に、美夫君志会十月例会にて、研究発表を行った。さらに、学術雑誌『萬葉』第232号、2021年10月号に『和泉国』と『和泉監』の性質 令制の国名に対応しない『国』の考察を中心に」という題目で掲載されている。

(2) 正倉院文書に見える「難波国」に関する従来の問題点と成果 問題の所在

「難波国」は、正倉院文書（「続々修 35ノ3断簡2(3)裏」、『大日本古文書編年文書』、二四ノ二五九頁＝以下、当該断簡と呼ぶ）に見える。当該断簡には、以下、二種類の記事が見える。



（A記事・釈文）
入入楞
入楞伽経疏卷第十五
文選卷第一選選
文卷第一難波国撰津国三嶋上郡
興福寺検財帳一卷

（B記事・釈文）（天地逆）
茨田写板要 用州張 三月七日一校檜前
三月廿日一校鳥取益万呂未正亨

当該断簡については、A記事、B記事ともに研究史に乏しい。特にA記事については、『大日本古文書編年文書』（天平十六年三月七日二十日、二四卷二五九頁）が「樂書」と捉え、B記事については、北村安裕氏「正倉院文書写経機関係文書編年目録-天平十六年-」（『東京大学日本史学研究室紀要』第十二号、二〇〇八年三月）が、天平十六年 744年 3月以降の間写経の「校正手実」とする。しかし、**B記事は、「手実」ではない。そこで、B記事が記された過程やその後の行程といった、B記事の実態を考える。そのように考えることで、A記事が記される経緯が見えてくる。**

研究成果

当該断簡におけるB記事は、巻末背書である。これについては、山下有美氏「校経における勘出・正書の実態と布施法」（『正倉院文書研究』13、正倉院文書研究会、二〇一三年十一月）に的確な指摘がある。山下氏は、巻末背書について、

写経の作業過程で、経師や校生は、自分の仕事を終えて次の工程に渡すときに、新写經典の巻末の背面に経巻名・用紙数・写経者名・校生名などを書き込む。これを、巻末背書、巻末識語などと呼んでいる。～ 中略 ～当事者の間でわかればよいので、文字や書き方は乱雑なものも多く、経巻名や写経生の名前を略記することもある。原則として、装書の際には不用となり、切り取られる。巻末の軸着け部に余裕がないときは、巻末背書の部分の天地を斜めにカットして軸をつけるため、巻末背書が残ることがある。現存する奈良時代の經典には、

巻末背書が残っているものが多数ある。一方、装書の際に切り取られた巻末背書部分は、写経所で事務用の紙として二次利用されることがある。

と述べる。この指摘に沿えば、B記事は、天平十六年 744年 3月以降の巻末背書と見て間違いない。当該断簡では、B記事がはじめに記され、斜めに切り取られたことになる。その時点では、A記事は記されていないことになろう。さらに、当該断簡の裏面には、天平十七年 745年 を下限とする、当時の案主である辛国人成の検定署名がある。そのように考えた場合、当該断簡は、巻末背書として切り取られ、案主、辛国人成のもとで保管されていたことになる。さらに、天平十七年 745年 を、当該断簡記載内容の下限とした場合、A文書は、天平十六年 744年 3月から天平十七年 745年 までの間に記された可能性が高い。この期間には、難波宮行幸が行われている。難波宮は、特別行政機関である摂津職の管轄である。「和泉国」の考察では、中央官制にもとづく事業に伴い、宮を管理する特別行政区から「国」へと位置付けられることを論じた。**当該、A記事における「難波国」も「楽書」ではあるものの、それは、難波宮行幸が起点となり、記されるにいたったものと考え**る。この内容は、『正倉院文書』に見える「難波国」の性質」と題して、2021年7月4日開催の美夫君志会全国大会において研究発表を行った。

(3) やまと歌に見える「難波国」に関する従来の問題点と成果

問題の所在

やまと歌に見える「難波国」は、『万葉集』巻三・四四三番歌と、巻六・九二八番歌、そして巻二十・四三六〇番歌に見るのみである。そのためか、研究史は、『万葉集』の注釈書にとどまる。ただし、いずれも難波宮を歌い込む。特に、巻六・九二八番歌、巻二十・四三六〇番歌は、難波宮行幸に関する歌である。**上記(1)(2)において、宮ができる所を特別行政区とし、そこが「国」と称されるようになるということを論じた。さらにそこには、中央官制に基づく事業が関連する。**上記(1)(2)において、それは中央高官の派遣や行幸であった。すると、『万葉集』巻三・四四三番歌の把握が重要になる。巻三・四四三番歌は、摂津国の班田の史生丈部龍麻呂が自死した時に詠まれた挽歌である。そこで、当該挽歌(丈部龍麻呂挽歌の考察と把握が不可欠である。

研究成果

丈部龍麻呂挽歌は、題詞に「天平元年班田」とあることから、律令制や法制史の側から天平元年の班田事業の制度的問題に着目して歌を考察する土佐秀里氏「天平元年の班田と万葉集 律令官人の言説と制度」(『國學院雑誌』、一一八巻八号、二〇一七年八月 / 『律令国家と言語文化』、汲古書院、二〇二〇年二月所収)の論や、班田の史生として事業に携わった丈部龍麻呂の自殺原因を問う瀧川政次郎氏「班田史生丈部龍麻呂の死」(『万葉律令考』東京堂出版、一九七四年九月)の考察がある。近年、こうした論を踏まえ、歌表現の考察を重点的に行い、当該作品の追悼方法を論じる菊地義裕氏「丈部龍麻呂挽歌にみる追悼の方法」(『文学論藻』、九十七巻、東洋大学文学部日本文学文化学科、二〇二三年三月)の考察もある。

ただ、当該長歌、第三十九句目から第四十九句目、「大君の命恐み おし照る 難波の国に あらたまの年経るまでに 白たへの衣も干さず 朝夕に ありつる君は」については、未だ解釈が安定していない。たとえば、『攷証』は、「班田使其国に至りて今年の十一月より明年の二月までに百姓に田を班をはれば其国にて年を越によりて難波の国に年ふるまでにとはいへり」と説く。一方、『講義』は、『攷証』の説を否定し、『延喜式』(巻第四十二、左右京職、班田使祇承条・36)の規程を踏まえ「この竜曆は本官は摂津職の史生にてありしならむ。而してそれはもと兵衛として上京せしものが、後転じてかく摂津職に奉職して幾年かを経たりしものと」と指摘する。『講義』の指摘は、『新大系』や前述の菊地義裕氏も支持している。

しかし、**班田司は、中央官制に基づく事業であり、中央から派遣される。**したがって、『講義』の説は成り立たない。当該歌では、「大君の命恐み」と中央官制の事業に則り、難波宮がある特別行政区(「おし照る 難波の国に」)に、長い期間、厳しい労働環境の中で従事する龍麻呂(「あらたまの年経るまでに 白たへの衣も干さず 朝夕に ありつる君は」)が歌われると考える。このように**当該歌における「難波国」についても、これまで考えてきた内容の範疇に収まると考える**。なお、この内容については、2024年7月6日開催の美夫君志会全国大会、招待研究発表において、発表し、その後、論文にする予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 1件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 小田芳寿	4. 巻 68
2. 論文標題 天平四年度の節度使 戦争に赴く者への壮行歌と戦争に赴く当事者の漢詩を手がかりに に	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 戦争とぶんがくの交渉 古代から近現代へ	6. 最初と最後の頁 87-93
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 小田芳寿	4. 巻 232
2. 論文標題 「和泉国」と「和泉監」の性質 令制の国名に対応しない「国」の考察を中心に	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 萬葉	6. 最初と最後の頁 36 - 55
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計6件（うち招待講演 1件/うち国際学会 1件）

1. 発表者名 小田芳寿
2. 発表標題 「行政区画外の「和泉国」の性質 『和泉監』と『芳野監』を手がかりに 」
3. 学会等名 2020年度関西大学東西学術研究所第十二回研究例会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 小田芳寿
2. 発表標題 『正倉院文書』に見える「難波国」の考察
3. 学会等名 2021年度美夫君志会全国大会、研究発表会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 小田芳寿
2. 発表標題 行政区画外の国 令制の国名に対応しない「吉野国」と「芳野国」について
3. 学会等名 2021年度美夫君志会10月例会、万葉集各論
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 小田芳寿
2. 発表標題 天平期の節度使と戦争
3. 学会等名 関西大学東西学術研究所「日本語文化研究班」戦争と文学の交渉 古代から近代へ（国際学会）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 小田芳寿
2. 発表標題 白鶴の性質
3. 学会等名 2022年度美夫君志会6月例会、万葉集各論
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 小田芳寿
2. 発表標題 天平元年班田史生丈部龍麻呂挽歌の性質
3. 学会等名 2024年度美夫君志会全国大会、招待研究発表会（招待講演）
4. 発表年 2024年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

関西大学「東西学術研究所々報」第96号
関西大学「東西学術研究所々報」第96号

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------